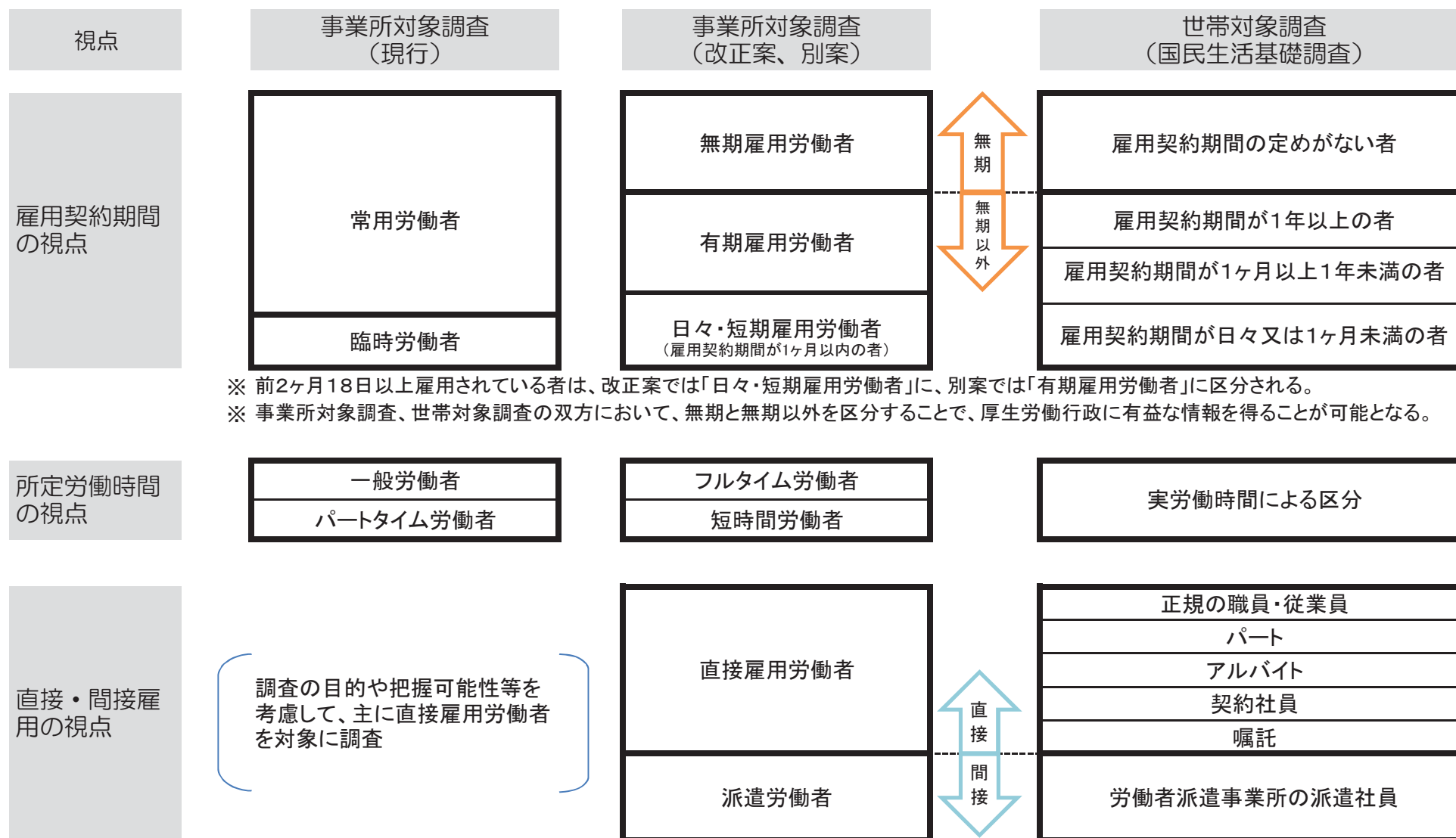


# 新しい労働者の区分による事業所調査と現行の世帯調査の比較 ～3つの視点から～

非正規雇用の実態等を把握するための3つの視点による新しい労働者の区分を、厚生労働省所管の事業所対象調査にあてはめた改定案又は別案と厚生労働省所管の世帯対象調査を比較すると、次のとおりとなる。



- ※ 事業所対象調査は事業所(事業主)が台帳等に基づき記入していることと世帯対象調査は世帯員(個人)が記憶等に基づき記入していることの性格の違いに留意。
- ※ 調査の目的や把握可能性等を考慮して、調査によっては、区分の一部を調査の対象としないことや区分を統合して調査することも考えられる。
- ※ 現状では、上記のような比較となり、厚生労働省としても、所管の統計調査について引き続き検討していくが、事業所対象調査、世帯対象調査それぞれの系列の中での整合性を図ることも重要であり、府省横断的な検討も必要である。